

○福岡県認定こども園の認定要件に関する条例

平成十八年十月十六日

福岡県条例第五十四号

〔福岡県認定こども園の認定基準に関する条例〕をここに公布する。

福岡県認定こども園の認定要件に関する条例

(平二四条例一九・改称)

(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。)第三条第一項及び第三項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(以下「認定こども園」という。)の認定要件について定めるものとする。

(類型)

第二条 認定こども園は、次の各号に掲げるいずれかの類型に該当しなければならない。

- 一 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。
- イ 幼稚園教育要領(学校教育法第二十五条の規定により幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。以下同じ。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子ども(法第二条第十項に規定する保育を必要とする子ども。以下同じ。)に該当する者に対する教育を行う幼稚園

ロ 幼稚園及び保育機能施設(法第二条第四項に規定する保育機能施設。以下同じ。)のそれぞれの用に供される建物及びその附属設

備が一体的に設置されている施設であつて、次のいずれかに核当するもの

(1) 当該施設を構成する保育機能施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

(2) 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

二 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子ども(当該保育所が所在する市町村における児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条第四項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

三 その他の型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。

(子育て支援事業の実施)

第三条 認定こども園は、子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし、当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ

適切に提供し得る体制で行わなければならない。

2 認定こども園は、子育て支援事業の種類、回数等実施内容の決定又は変更に当たっては、市町村の意見を聴かなければならない。

3 認定こども園は、子育て支援事業の実施に当たっては、規則で定める事項に留意しなければならない。

(職員の配置及び資格の要件)

第四条 職員の配置及び資格に係る要件は、規則で定める。

(施設設備の要件)

第五条 施設設備に係る要件は、次に掲げるとおりとする。

一 幼稚園型認定こども園のうち第二条第一号ロに掲げるものについては、それぞれの用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあること。ただし、次のイ及びロに掲げる要件を満たす場合は、これによらないことができる。

イ 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

ロ 子どもの移動時の安全が確保されていること。

二 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けること。

三 満二歳未満の子どもの保育を行う場合は、前号の規定により置くものとされる施設に加え、乳児室又はほふく室を設けること。

四 園舎、第二号の保育室、遊戯室及び屋外遊戯場並びに前号の乳児室及びほふく室は、規則で定める面積を有すること。

2 前項第二号の規定にかかわらず、保育所型認定こども園又はその他の型認定こども園にあつては、屋外遊戯場を当該認定こども園の付近にあり、かつ、子どもが安全に利用できる場所等規則で定める適当な場所に代えることができる。

3 満三歳以上の子どもに対する食事の提供については、規則で定める要件を満たす場合に限り、認定こども園外で調理し搬入する方法

により行うことができる。この場合においては、第一項第二号の規定にかかわらず、認定こども園内において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えることをもって調理室に代えることができる。

4 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第一項第二号の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

（教育及び保育の内容の要件）

第六条 教育及び保育の内容に係る要件は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第十条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関して主務大臣が定めるものをいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（保育所の保育内容に関する指針であつて規則で定めるものをいう。）に基づかなければならない。また、認定こども園に固有の事情に配慮し、規則に定める教育及び保育を提供することとする。

（保育者の資質向上等の要件）

第七条 保育者の資質向上等に係る要件は、規則で定める事項に留意して、子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を図ることとする。

（管理運営等の要件）

第八条 管理運営等に係る要件は、次に掲げるとおりとする。

一 多様な機能を一体的に提供するため、一人の認定こども園の長

ども園である旨の表示をすること。

(暴力団関係者の排除)

第九条 認定こども園は、その運営について、暴力団関係者の支配を受けてはならない。

2 認定こども園の長は、暴力団関係者であってはならない。

3 前二項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。次号において「暴力団対策法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号及び次号において単に「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

二 暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配する者

三 福岡県暴力団排除条例(平成二十一年福岡県条例第五十九号)第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して二年を経過しないもの

四 福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの

五 法人でその役員のうち、第一号、第三号又は前号のいずれかに該当する者があるもの

(委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年条例第七六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年条例第一〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年条例第一九号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年条例第三六号）

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から施行する。